

目黒区立図書館基本方針

目黒区立八雲中央図書館

令和5(2023)年3月

目 次

1	策定の目的	1
2	目黒区立図書館の現状	1
3	目黒区立図書館基本方針の構成について	3
4	基本となる理念	4
5	目指す方向性	4
6	重点的な取り組み	4
	（1）知・文化の拠点となる	4
	（2）交流の場と暮らしの情報の提供により生活の質を高める…	5
	（3）区民・利用者一人ひとりの役にたつ	5
	（4）子どもたちを本の世界にいざなう	5
	（5）地域とつながる	6
7	より良い図書館の実現に向けて	6
	出典・用語解説	7
	資料編	13
	1 目黒区立基本方針改定の流れ	15
	2 目黒区基本構想	19
	3 目黒区立図書館の概要	25
	4 区民の図書館利用状況、期待するサービス	39
	5 図書館法	44
	6 図書館の設置及び運営上の望ましい基準	56

1 策定の目的

目黒区立図書館は、平成9年に新中央館の役割などを示した「目黒区図書館の基本構想」を策定し、平成14年の八雲中央図書館の開設をもってこれを中央館とし、他の7館を分館とする現在の8館体制による図書館サービスの実施に至りました。グローバル化や少子高齢社会の進行の中で、目黒区立図書館はDX（デジタルトランスフォーメーション）^{*1}の進展、インクルーシブ社会^{*2}の形成やSDGs（持続可能な開発目標）^{*3}の達成に向けた取り組みなど、直面する様々な課題や多様化する区民ニーズに適切に対応することを求められています。

また、「図書館法」（昭和25年法律第118号）では、平成20年の改正により、第七条の二として、「文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする」と定められました。

これを受けて国は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年文部科学省告示第172号）により、区市町村立図書館は、事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとなりました。

図書館サービスは多岐にわたり、区民の生活に密接に関わっています。区民の生活を多方面にわたりサポートし、その質的な充実に資することができるよう、今後の目黒区立図書館のあるべき姿・方向性を、公募区民・学識経験者を含む目黒区立図書館基本方針検討委員会において論議し、平成29年に「目黒区立図書館基本方針」を策定しました。

その後、令和3年3月に新たな目黒区基本構想が定められ、これを踏まえて令和4年3月に目黒区基本計画が定められたことにより、目黒区立図書館基本方針を改定することとしました。

2 目黒区立図書館の現状

目黒区立図書館は、平成6年の全館コンピュータ・ネットワーク^{*4}（オンラインサービス）の整備、平成14年の目黒区立図書館ホームページの開設、さらに令和3年のめぐろ電子図書館^{*5}開設により、区内全域での均一な図書館サービスを展開しています。

全館の資料を一元的に収集・活用・保存する体制の確立と、それを支える配本車^{*6}による資料の移送システムの整備、さらには場所・時間を問わずホームページやめぐろ電子図書館から図書館資料の情報にアクセスできるインターネットサービスの構築、また中央館による分館への支援により、すべての図書館での均一なサービスが実現し、貸

出予約などの資料提供において区民及び利用者の読書・情報・文化活動に寄与しています。

基本的なサービスは全館で統一して行う一方、各館の地域性や利用者層に応じたテーマ展示や本の紹介など、館ごとの工夫により利用者と本との出会いや利用者同士の出会いを作る活動を行っています。

また、目黒区立図書館は、誰にでも同等のサービスを提供することを原則としていますが、それぞれに固有な配慮が必要な乳幼児、児童、ヤングアダルト*7、高齢者、障害者、外国人向けに利用対象者別サービスを行っています。

特に、子どもの読書活動の推進、学習支援については、乳幼児と保護者を対象に目黒区保健所及び碑文谷保健センターにおいて実施している「はじめての本とのふれあい事業」や、各図書館で定期的に読み聞かせを行う「おはなし会」、小中学校に対し学習テーマに沿った長期の貸出を行う「団体貸出」のほか、図書館見学や職場体験などの事業を行っています。

さらに、赤ちゃんおはなし会終了後に会場を開放する時間を設けるなど、利用者同士の交流の場を提供しています。

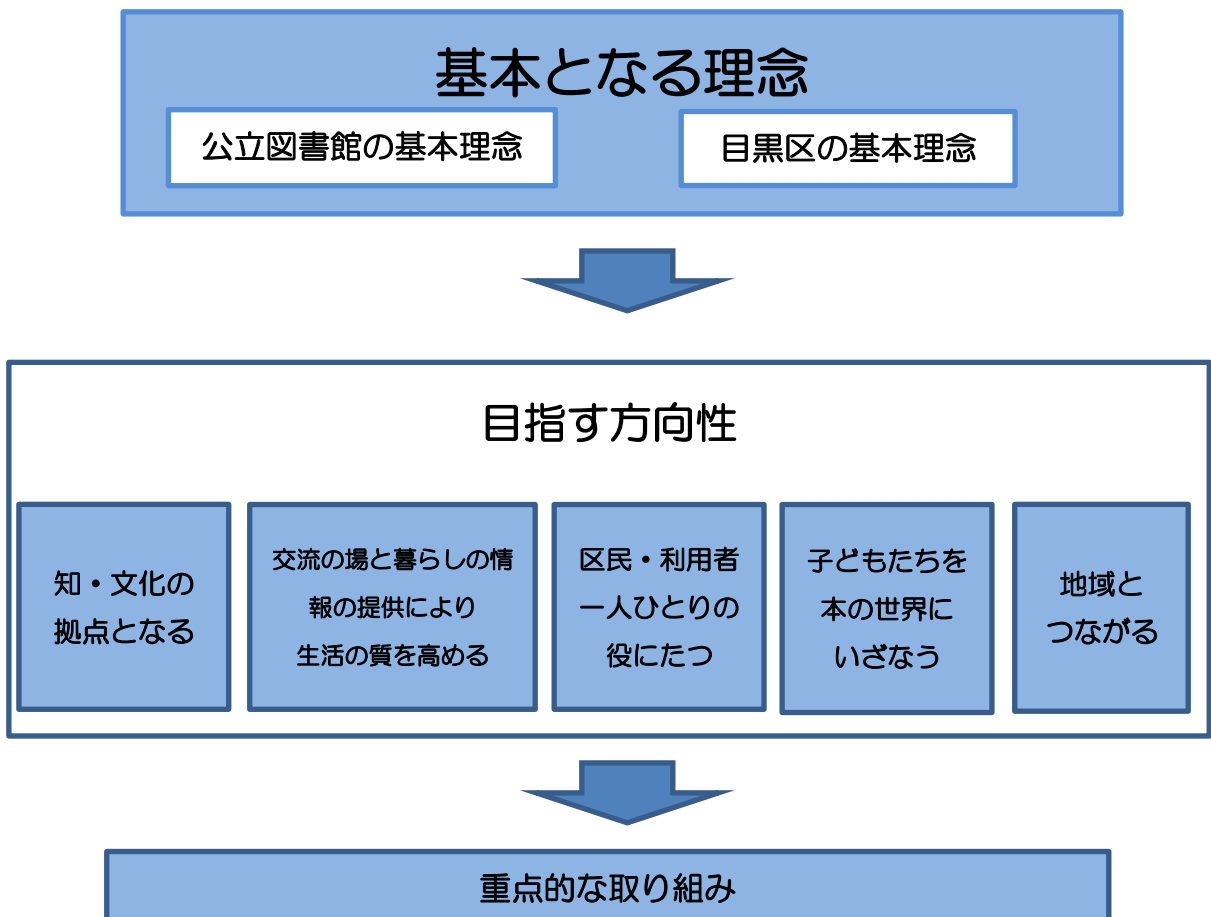
加えて、地域の資料・情報を収集・活用・保存することにより、地域の活動を支援しています。

3 目黒区立図書館基本方針の構成について

目黒区立図書館基本方針は、「基本となる理念」→「目指す方向性」→「重点的な取り組み」が重層的に組み合わせられた構成となっています。

- 基本となる理念 : すべての国民に図書館利用の権利を保障するという公立図書館の基本理念*⁸及び目黒区の基本理念を踏まえ、基本方針の基本となる理念を定めました。
- 目指す方向性 : 基本となる理念の実現に向け、五つの目指す方向性を定めました。
- 重点的な取り組み : 目指す方向性に沿い、重点的な取り組みを定めました。

構成図



4 基本となる理念

目黒区立図書館は、すべての国民に図書館利用の権利を保障するという公立図書館の基本理念を踏まえ、目黒区基本構想が普遍的なものとして掲げている「人権と平和を尊重する」「環境と共生する」「住民自治を確立する」*⁹の理念が地域社会に実現され、「学び合い成長し合えるまち」*¹⁰を区民一人ひとりが実感でき、誰にとっても、いつでも、いつまでも「心地よい」と感じることができるまち*¹¹を目指し、「さくら咲き心地よいまち ずっと めぐる」*¹²という将来像を実現するため、図書館サービスを提供する役割を果たしていきます。

5 目指す方向性

目黒区立図書館の基本となる理念の実現に向けて、次の五つの方向性を定めます。

- (1) 知・文化の拠点となる
- (2) 交流の場と暮らしの情報の提供により生活の質を高める
- (3) 区民・利用者一人ひとりの役にたつ
- (4) 子どもたちを本の世界にいざなう
- (5) 地域とつながる

6 重点的な取り組み

目黒区立図書館として、目指す方向性に沿って、重点的な取り組みを進めていきます。

(1) 知・文化の拠点となる

資料の充実を図るとともに、地域資料や行政資料の収集・活用・保存により一層努めます。また、他の図書館との相互協力*¹³、インターネットメディア*¹⁴、データベース*¹⁵、めぐる電子図書館など多種多様な情報手段の検討・活用を図り、情報への公共アクセス*¹⁶の確保に努めます。

さらに、これらの資料や情報源を生かしたレファレンスサービス*¹⁷の質を高め、よりの確に区民・利用者の求める情報を提供し、「文字・活字文化」*¹⁸を中核とする幅広い文化活動に出会う、知・文化の拠点としての図書館づくりを目指します。

(2) 交流の場と暮らしの情報の提供により生活の質を高める

インターネットメディアの活用による図書館からの情報配信や、区民・利用者の交流を深めるイベント開催など、異なる世代、異なる文化の人々がともに参加できる機会の提供によって、利用者と図書館、利用者と利用者など多方向的な交流を促し、新たなふれあいを創造できるような場の提供を目指します。

また、地域の身近な情報^{*19}や、日々の暮らしに有用な情報を広く収集し、区民・利用者に提供していきます。

これらの場と情報の提供により、人々の生活の質をより高め、住みよく活力のあるまちづくりに貢献することを目指します。

(3) 区民・利用者一人ひとりの役にたつ

乳幼児から高齢者まで、区民・利用者のそれぞれのライフステージ^{*20}に即したサービスを行うため、学習・仕事・育児・介護など、生活の中で役立つ資料を提供します。

活字資料を読むことができない、来館が困難など、図書館利用に障害のある人や、外国人など日本語の読み書きが困難な人など、様々な人に対応したサービス^{*21}をより充実させていく中で、多様な利用形態に合わせた運営の工夫^{*22}により、誰もが図書館を利用できるよう支援を行います。

また、これからの新しい図書館サービスの可能性を探る^{*23}ことにより、図書館を利用する機会のない方や少ない方にも働きかけ、より多くの人々の図書館利用や読書活動の促進を目指します。

(4) 子どもたちを本の世界にいざなう

子どもたちが乳幼児期から、ことばと出会い豊かな心を育てるために、よりよい形で本に親しむことができるよう、学校、子育て施設、生涯学習施設など、子どもに関係する機関や人々、またボランティア^{*24}との連携を強化し、今後とも積極的に子どもの読書活動の推進に取り組みます。

併せて、子どもが自らの課題や目的に応じて、多様な情報を適切に活用する力を身につけ、自発的・主体的・対話的な学習活動を行うことができるよう、電子情報を含めた様々な資料を収集・提供し、読書環境をデジタルにも対応する情報環境としても整え、子どもたちの活動を支援することを目指します。

(5) 地域とつながる

ボランティア、区民・利用者との相互協力関係を発展させ、教育機関や子育て施設、様々な公的機関や民間の事業者など、多様な組織との新たな連携を模索していきます。

また、子ども向けに、地域の歴史や現在のすがたを紹介する資料を作成するなど、未来を担う子どもたちが自分たちの地域を知り、親しみを持てるよう支援します。

そして、地域に根差した特色のある図書館づくりを行うことで、知・文化の拠点として、また交流の場として、地域の課題解決のための資料やレファレンスサービスを質的に向上させ、地域のコミュニティ形成にも資する場として機能することを目指します。

7 より良い図書館の実現に向けて

地域の発展のため、図書館は多様な情報を収集し、地域に還元することが求められています。一方、図書館の発展のためには、図書館と区民・利用者が密接な情報交換を通じて、ともに考え、ともに協力していくことが重要です。

目黒区立図書館は、地域の情報拠点として、また、人々の交流の場としての役割を一層発展させるため、この「目黒区立図書館基本方針」に基づき、重点的な取り組みを進めながら、区民に親しまれる図書館運営に努めてまいります。

出典・用語解説

* 1 DX（デジタルトランスフォーメーション）

「デジタル技術を活用して変革（トランスフォーメーション）すること」。英語では「Trans」を「X」と略す習慣があることから、「DX」と表記します。国の定義では、DXを「制度や組織のあり方をデジタル化に合わせて変革していくこと」、「ICT（情報通信技術）の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」としています。

* 2 インクルーシブ社会

あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う社会のこと。

* 3 SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

目黒区では、令和4年3月に定められた目黒区基本計画において、各施策をSDGsに結び付け、取り組むべき方向性を明確にしている。

* 4 全館コンピュータ・ネットワーク

資料情報・利用者情報・貸出情報等をコンピュータシステムに取り込み目黒区立図書館各館を専用回線で結び、利用者がどの図書館からも検索・予約・貸出・返却できるようにする仕組みのこと。

* 5 めぐる電子図書館

専用のサイトにアクセスすることで、図書館に来館しなくてもパソコンやスマートフォンなど情報端末から電子書籍の貸出・返却ができるサービス。多くの電子書籍で音声読み上げや文字サイズの変更が可能である。

* 6 配本車

目黒区立図書館各館を結び、新しい資料、予約された資料、利用されなくなった資料、取寄せた資料などを運ぶ専用車のこと。

目黒区では、火曜日～日曜日の午前午後の2便運行されている。
その他に、週3回各館に大量の資料を送付する資料便がある。
また、都立中央図書館との相互便も週2便運行されている。

* 7 ヤングアダルト

児童と成人の間の、中学生と高校生の時期の対象者のこと。

目黒区立図書館では主に「YA」の略称を使用している。

中高生が必要とする資料や利用形態を考慮して、目黒区立図書館では専門のコーナーを設置している。

また、交流のために広報誌「OMAKE no いっぽ」を、中高生を中心としたボランティアで編集・発行している。

* 8 公立図書館の基本理念

出典：図書館の自由に関する宣言

（昭和29年採択 昭和54年改訂）

教育基本法 第三条、第四条

（平成18年12月22日法律第120号）

社会教育法 第一条、第三条

（昭和24年6月10日法律第207号、

最終改正：平成28年5月20日法律第47号）

図書館法 第一条

（昭和25年4月30日法律第118号、

最終改正：平成23年12月14日法律第122号）

ユネスコ公共図書館宣言 公共図書館（平成6年11月採択）

* 9 「人権と平和を尊重する」「環境と共生する」「住民自治を確立する」

出典：目黒区基本構想 はじめに（令和3年3月）

* 10 「学び合い成長し合えるまち」

出典：目黒区基本構想 第5章 基本目標 基本目標1（令和3年3月）

* 11 誰にとっても、いつでも、いつまでも「心地よい」と感じる
ことができるまち

出典：目黒区基本構想 第3章 まちの将来像 〈将来像の考え方〉
より抜粋（令和3年3月）

- * 1 2 さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる
出典：目黒区基本構想 第3章 まちの将来像 〈将来像〉(令和3年3月)
- * 1 3 他の図書館との相互協力
都立中央図書館を中心とした、都内公立図書館の相互貸借のネットワークのこと。
都内の他自治体にある目黒区未所蔵の資料を借り、また、目黒区に所蔵があり他の自治体に所蔵の無い資料を貸す。
都内公立図書館では用意できない資料については、国立国会図書館、都外の図書館、専門図書館や大学図書館などと連携し、可能な限り資料の相互貸借を行っている。
- * 1 4 インターネットメディア
目黒区及び目黒区立図書館ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの、インターネットを通して情報を発信、または相互コミュニケーションの構築を行う仕組みのこと。
- * 1 5 データベース
目黒区立図書館には、朝日新聞、読売新聞、中日新聞・東京新聞などの新聞記事データベースや、法情報総合データベース、ジャパンナレッジ（辞典・事典データベース）、国立国会図書館歴史的音源、国立国会図書館デジタル化資料など、情報収集のためのコンピュータデータベースが用意されている。
八雲中央図書館のデータベース専用端末で利用できるほか、国立国会図書館歴史的音源は大橋図書館でも利用できる。
- * 1 6 情報への公共アクセス
SDGs（持続可能な開発目標）ゴール16「平和と公正を全ての人に」
ターゲット16.10「国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。」
- * 1 7 レファレンスサービス
利用者から、調べている事や資料について聞き取りをし、課題解決のための情報を提供するサービスのこと。参考業務ともいう。
図書館では、鑑定、診断などの意思決定や判断はできないが、相談者が課題を解決するための情報を幅広く提供し、判断材料を揃えて解

決の支援を行う。

* 18 「文字・活字文化」

出典：文字・活字文化振興法

（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）

* 19 地域の身近な情報

郷土資料、古文書、地図、行政資料、目黒に関するパンフレット、催し物などのチラシ、目黒区関連情報が掲載されている折り込みチラシや新聞切抜きなど。

* 20 ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年（成人）期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

図書館の利用形態は利用者の各ライフステージにより変化するので、それぞれに対応するサービスが必要とされる。

幼年期は保護者と来館し、大人の読み聞かせによって絵本等を読む。

児童期から自分で好きな本を選んで読むようになり、青年期、壮年期と利用する資料が変化。子どもができれば、その子のために絵本や児童本を再び利用し、老年期になれば、また利用する資料が変化する。

また、人生のいろいろな出来事（入学、就職、転居、結婚、出産、相続等）により、必要とされる情報が変化し、利用する資料も変わっていく。

* 21 様々な人に対応したサービス

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が、令和元年 6 月に公布・施行された。

目黒区立図書館では、活字形式で日本語で書かれている本や雑誌など、一般的な資料の提供のほか、これらの資料の利用が困難な方々に対して、以下のような多様なサービスを提供している。

乳幼児⇒おもちゃ・赤ちゃん絵本コーナー・赤ちゃんおはなし会

高齢者⇒大活字資料コーナー・朗読CD資料

障害者⇒録音資料・点字資料・デイジー資料・大活字資料コーナー

・拡大読書器・対面朗読・配本サービス

外国人⇒外国語資料コーナー・外国語利用案内・ホームページの自動翻訳機能（英語・中国語・ハングル）

* 2 2 多様な利用形態に合わせた運営の工夫

八雲中央図書館では、乳幼児を連れた家族連れや、学習のために来館した利用者に会議室を開放する時間を設定し、また、グループ学習に対応できるコーナーを設置している。今後も、多様な利用者が気兼ねなく図書館利用ができるよう、必要に応じて効果的な運営の工夫を進めていく。

* 2 3 新しい図書館サービスの可能性を探る

書籍、デジタルコンテンツ等の形態にとらわれず、多様な資料をバランスよく収集する。

また、図書館の持つ情報資源を、様々な視点から活用を図る。

* 2 4 ボランティア

目黒区立図書館では、おはなし会の読み聞かせグループ、音訳グループ、点字作成グループ、YA 広報誌編集者などのボランティアが活動している。

資料編

1 目黒区立基本方針改定の流れ

(1) 目黒区立図書館基本方針改定委員会設置

目黒区立図書館基本方針改定委員会設置要領

令和4年9月7日付け目教八図第1813号決定

(目的)

第1条 目黒区立図書館の基本的な運営の方針となる目黒区立図書館基本方針（平成29年4月策定）を改定するため、目黒区立図書館基本方針改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 目黒区立図書館基本方針改定に関すること。
- (2) その他委員会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 教育次長
- (2) 八雲中央図書館長
- (3) 学校運営課長
- (4) 生涯学習課長
- (5) 八雲中央図書館事業計画係長
- (6) 八雲中央図書館資料係長
- (7) 八雲中央図書館サービス係長
- (8) 八雲中央図書館貸出・予約係長

(任期)

第4条 委員の任期は、令和4年9月15日から令和5年3月31日までとする。

(組織)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長には教育次長を、副委員長には八雲中央図書館長を充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 委員会は、専門的な事項について検討を行うため、検討部会を置くことができる。

2 検討部会の構成員は、委員長が指名し、必要に応じて検討部会を招集する。

(意見聴取)

第8条 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、八雲中央図書館において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、令和4年9月7日から施行する。

(2) 目黒区立図書館基本方針検討委員会委員名簿

任期：令和4年9月15日～令和5年3月31日

構成委員数：8名

(令和4年9月15日現在)

役職名	氏名	所属
委員長	谷合 祐之	目黒区教育委員会事務局 教育次長
副委員長	伊藤 信之	目黒区立八雲中央図書館 館長
委員	香川 知子	目黒区教育委員会事務局 学校運営課長
委員	高山 和佳子	目黒区教育委員会事務局 生涯学習課長
委員	椛本 世志美	目黒区立八雲中央図書館 事業計画係長
委員	豊田 善範	目黒区立八雲中央図書館 資料係長
委員	野口 千恵子	目黒区立八雲中央図書館 サービス係長
委員	山本 由美子	目黒区立八雲中央図書館 貸出・予約係長

(3) 目黒区立図書館基本方針改定委員会 日程

開催回	開催日	曜日	会場	主な内容
第1回	9月15日 15時～16時	木	目黒区総合庁舎 地下1階 建築調整室	<ol style="list-style-type: none"> 1 目黒区立図書館基本方針改定委員会設置要領について 2 検討部会について 3 目黒区立図書館基本方針改定について 4 図書館基本方針改定素案(案)たたき台について
第2回	10月11日	火	書面開催	図書館基本方針改定素案(案)たたき台の修正内容について
第3回	11月7日	月	書面開催	図書館基本方針改定素案(案)の内容確認について
第4回	2月9日	木	書面開催	<ol style="list-style-type: none"> 1 区民等意見募集結果について 2 図書館基本方針改定案(案)について 3 図書館基本方針改定案(案)決定

2 目黒区基本構想

目黒区基本構想

(令和3年3月策定)

(目黒区ホームページより転載)

はじめに

目黒区は、憲法で定める地方自治の本旨に基づき、区民福祉の増進を図るために、地域における行政を自らの判断と責任において総合的に実施する役割を広く担う、区民に最も身近な基礎自治体です。

区は、これまでの基本構想において「人権と平和の尊重」「環境との共生」「住民自治の確立」の理念を掲げて区政運営を行ってきました。こうした理念は普遍的なものであり、引き続き区政運営の根底に置いて、住民参加により政策を実行していきます。

古くから現在に至るまで、目黒に暮らす人々が積み重ねてきた歴史や文化、様々な地域の活動を更に発展させ、地域社会を個性豊かで活力あるものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し合い、地域課題を解決していくことが大切です。

そこで、目黒区が目指すべきまちの将来像や基本的な政策の目標を明らかにし、広く区民と共有してまちづくりを進めるため、この基本構想を定めます。

第1章 基本構想の役割

基本構想とは、目黒区のまちづくりの基本的な理念や将来像と、それに向けての長期的な目標や政策の方向を示すものです。行政計画の最上位の計画であるとともに、区と区民が共有し、地域社会全体で実現すべき目標ともいえるものです。

目黒区は、この基本構想を行財政運営の基本的かつ総合的な指針として、区政の全ての側面において最大限に尊重します。

また、この基本構想とともに、区民憲章及び目黒区平和都市宣言等各種宣言に記した基本的な考え方を踏まえて、区政を運営します。

第2章 目指す時期と推進のための計画

この基本構想の実現を目指す時期は、21世紀の半ばである20年後の2040年を目途とします。ただし、この間に社会経済状況や目黒区を取り巻く環境が大きく変化したときには、基本構想を見直すこととします。

基本構想の下に、構想実現のための政策に関する10か年計画の基本計画、基本計画に定める政策を具体化する5年以下の行財政計画である実施計画を定め、これらを目黒区の長期計画とします。また、長期計画の実施による成果を客観的に、わかりやすく検証することができるように、主要な施策・事業に数値目標を設定し、評価を行いながら、計画を推進します。

区政運営の指針となるのが「基本構想」、10か年の複合計画が「基本計画」、5年以下の行財政計画が実施計画です。

第3章 まちの将来像

おおよそ20年先に目指す「まちの将来像」を次のとおり定めます。

将来像

「さくら咲き 心地よいまち ずっと めぐる」

将来像の考え方

目黒区は、便利で治安が良く、落ち着きのある住宅地とにぎわいのある商業地とが共存する「暮らしやすいまち」です。こうした住環境とともに、目黒の良好な環境の象徴ともいべきまちのみどりや点在する歴史・文化資源、そして様々な地域の活動なども、後世に引き継いでいかなければなりません。

また、多様な区民が暮らすまちだからこそ、多様性が生かされ、誰一人取り残されることなく、安心して生き生きと自分らしく暮らし続けられる地域社会を、区民と区が共に力を出し合って築いていくことが求められます。

将来像に示した「さくら咲き」は、目黒らしさという視点を踏まえて、みどり豊かな環境とそこで暮らす区民の笑顔を「さくら」に例え、時代を通じて花が咲き誇る姿をイメージして表したものです。

目黒区は、将来にわたり社会や環境が目まぐるしく変化する中であっても、地域で暮らす人や働く人、学ぶ人はもちろん、訪れる人も、誰にとっても、いつでも、いつまでも「心地よい」と感じることを目指すまちを目指します。

第4章 構想実現のための区政の運営方針

この基本構想を着実に実現していくために、今後の区政の運営方針を次のとおり定めます。

平和と人権・多様性の尊重

世界の恒久平和は人類共通の願いであり、人々の生活の豊かさの礎です。目黒区は、戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さへの理解を深め、争いや差別などがない平和な社会を次代に確実に引き継いでいきます。

また、年齢、国籍、性のあり方、障害の有無などに関わらず、個性や違いを認め合うことができる意識の醸成を図り、全ての人が互いの人権を尊重し合う地域社会をつくります。

区民と区が共に力を出し合い連携・協力する区政の推進

区民と区が連携・協力する区政の前提として、多様な手段により積極的に情報発信を行い、更なる情報共有を進めます。また、区民と区がつながる双方向のコミュニケーションを確立し、より多くの機会や手段を通して区民が区政に参画できる環境を整えます。

そうした環境の下、地域の課題解決を自ら行う地域の活動団体や企業など、多様な地域社会の担い手と区が共に力を出し合い、連携・協力して、地域全体の力で区民生活の質の向上に努めます。

未来を見据えた持続可能な行財政運営

目指すべき未来を想像し、長期的な視点に立って、安定的に運営できる財政基盤を確立するとともに、施策の選択と集中により効果的な取組を見極め、起こり得る変化やリスクに適応した施策を展開します。また、区有施設の計画的な更新や、区民生活や地域社会に大きな変化をもたらす今後の技術革新に的確に対応し、行政のデジタル化をはじめとする業務改善と区民生活の質の向上とを両立して実現します。

これまでの仕組みや慣行にとらわれず、果敢に変革に挑戦できる人材を育成・活用し、限られた行政資源の中でも効率的で将来にわたって持続可能な行財政運営を推進していきます。

第5章 基本目標

「まちの将来像」に掲げる「心地よいまち」をより具体的なまちの姿と

してとらえ、実現するための区政運営の柱となる政策目標として、五つの基本目標を定めます。

基本目標 1 学び合い成長し合えるまち

子どもたちの学びと成長は、目黒の未来への架け橋です。子どもを産み育てたいという希望が叶う環境は、地域社会の活力につながります。また、子どもたちだけでなく、年齢を重ねた後でも学びと成長は人を豊かにします。それが、生活の豊かさにつながります。

目黒区は、あらゆる場面で子どもの権利を尊重し、地域の温かな見守りの中で、子どもたちが生き生きと成長することができ、安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくります。学校、家庭、地域が一体となり、子どもたちが個性を認め合いながら、学び、育ち合い、人として心豊かに、また、将来の社会の担い手として、健やかに成長することができる良好な教育環境を整えます。

更に、年齢を重ねても、生涯にわたり区民一人ひとりが希望に合った学びの機会を得ることができ、その学びを地域の中で生かすことができる学び合いの好循環の環境をつくります。

基本目標 2 人が集い活力あふれるまち

地域は、そこに集う人がつくります。そして、様々な機会や手段を通じた人と人とのつながりが、地域の活力や生活しやすい環境を生み出します。区民一人ひとりが自分の地域に関心を持ち、何かあったときには、そのつながりを基にして互いに助け合い、支え合っている、そんな地域の姿が求められます。また、区民が心身ともに健康で文化的な生活を送り、地域の活気やにぎわいを創出するためには、芸術文化、スポーツの振興や地域経済の発展も欠かせません。

目黒区は、地域に住む人、地域で働き、学ぶ人など、地域に集う様々な人々が、多様な地域活動や自治体同士の交流、様々な観光資源等、更には芸術文化やスポーツの活動を通して、豊かなコミュニティを形成し、盛んに交流し、活発に活動しているまちを目指します。

また、個性豊かな地域産業や魅力ある商店街の持続的な発展を支え、まちのにぎわいを創出します。

基本目標 3 健康で自分らしく暮らせるまち

誰もが、どんなときでも、自分らしく生き生きと活動することができれば、全ての区民の生活が豊かになります。健康や生活上の様々な困難に直面したとき、社会から孤立せず、安心して暮らし続けられる環境は、区民一人ひとりが暮らしやすく、生きがいを持ち、地域を共に創っていく地域共生社会の実現につながります。

目黒区は、年齢や障害、疾病、経済状況などの事情に関わらず、誰一人取り残されることなく、全ての区民が住み慣れた地域で、生涯を通じて自分らしく健康に生き生きと暮らし続けられる環境を整えます。そうした暮らしの支えとなる共に支え合う地域づくりとともに、保健・医療・福祉の連携を進め、それらの充実を図ります。また、感染症などの健康危機にも対応できる質の高い医療提供体制の整備や、食の安全などの生活環境の確保に努めます。

基本目標 4 快適で暮らしやすい持続可能なまち

全ての区民が生き生きと暮らし、活動するためには、誰もが行動しやすく、暮らしやすいよう、まちの快適さと利便性を高めていくことが必要です。また、都市生活の潤いであるみどりは、区民の生活に不可欠であり、魅力ある景観を形成する役割も担っています。こうしたまちづくりが、まちの魅力を高め、区民の愛着を生みます。

目黒区は、地域の魅力となる商業地や利便性が高く良好な住環境など、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりを進めるとともに、都会にあっても多様な生物が息づくみどり豊かな環境を守り、目黒らしい都市景観を形成・維持します。加えて、誰もが快適で安全な都市基盤施設の整備を進め、みどりの潤いと利便性の高い都市機能が共存する心地よい生活空間をつくります。

また、地球環境を意識した環境負荷の少ない生活行動や事業活動を促し、豊かな暮らしを次代に引き継ぐことができる持続可能な地域社会をつくります。

基本目標 5 安全で安心して暮らせるまち

東京における大規模地震の発生リスクに加え、地球温暖化を要因として台風やゲリラ豪雨は大規模化・激甚化しており、自然災害により甚大な被害が発生する危険性は従来にも増して高まっています。こうした自然

災害による被害を軽減させるためには、発生予測などの情報を広く共有し、予防・応急対応や復旧・復興に係る対応能力を高め、災害に強いまちをつくっていく必要があります。また、区民の日常生活を脅かす犯罪や交通事故、新たな感染症の発生などへの対策も、安全で安心して暮らせるまちの実現には欠かせません。

目黒区は、住宅や施設、都市基盤の防災・減災機能の向上を推進するとともに、災害に備える日頃の取組を支え、区民、地域団体、企業、そして区がそれぞれの役割を理解し、助け合う自助・共助・公助の連携・協力体制を整えます。

また、時代や環境に伴って変化する犯罪や消費者被害、交通事故、感染症の脅威などから区民を守り、誰もが安全で安心して生活できる環境をつくります

3 目黒区立図書館の概要

(令和4年度版「目黒区の教育」より抜粋)

1 図書館の概要

区立図書館の基本は、全ての区民に開かれた施設、区民の自由な学習の場・憩いの場として、地域における生涯学習を推進し、多様化・高度化する学習に必要な資料・情報を的確に提供していくことにあります。また、少子高齢社会の中で、グローバル化や高度情報化の進展、インクルーシブ社会の形成に向けた取組など、直面する様々な課題や多様化する区民ニーズに適切に対応することが求められています。

区では、平成14年9月に開館した八雲中央図書館を中央館として図書館情報システムにより全8館の資料を有機的・効率的に統合し、区内全ての地域に図書館サービスを効果的に提供するための全域サービス網を構築しています。

平成27年4月から八雲中央図書館、大橋図書館では通年開館（第1月曜日、年末年始を除く）を開始しました。また、全館で12月28日を開館日としました。

平成29年4月にこれからの区立図書館のあるべき姿・方向性を示すため、目黒区立図書館基本方針を策定しました。

図書館施設の概要

図書館名	設立年月	所在地	位置付け	面積
八雲中央	平成14年9月	八雲1-1-1	中央館	3,020 m ²
大橋	昭和45年4月（平成25年2月移転）	大橋1-5-1	分館	1,168 m ²
中目黒駅前	昭和52年5月（平成14年5月移転）	上目黒2-1-3	分館	383 m ²
目黒区民センター	昭和49年8月（平成5年4月改修）	目黒2-4-36	分館	1,339 m ²
守屋	昭和27年4月（平成3年2月改築）	五本木2-20-15	分館	1,282 m ²
目黒本町	昭和56年12月	目黒本町2-1-20	分館	1,005 m ²
洗足	昭和63年7月	洗足2-8-26	分館	517 m ²
緑が丘	昭和49年6月（平成6年4月改修）	緑が丘2-14-23	分館	893 m ²
計				9,607 m ²

図書館の貸出・閲覧サービス

個人貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者…どちらにお住まいの方でも借りることができます。 ・登録手続き…申込書に記入のうえ、本人確認書類を提示していただきます。 ・貸出券…登録をした方に全館共通の貸出券を交付します。 ・資料の貸出…貸出点数は一人当たり20点以内、貸出期間は2週間です。 ・郵送貸出…図書・雑誌をご自宅に郵送します（送料自己負担）。
その他の貸出・閲覧サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・団体貸出…登録団体に対し、1回に300点、3か月間まで貸出可能です。 ・障害者サービス…図書館利用に障害がある方に自宅への配本・郵送サービスを行うほか、大活字本・声の図書等を各図書館で提供します。 ・複写サービス…所蔵資料を1人1か所につき1枚複写できます。 ・レファレンスサービス…読書支援（資料検索等）、調査支援（資料や情報検索等）、利用支援（利用案内や検索方法の案内等） ・相互協力サービス…区民の方を対象に、他区市町村立・都立・国立国会図書館の本を借用し、提供します。 ・おはなし会…絵本やかみしばいの読み聞かせをします。 ・図書館ホームページや利用者用検索機（さんまくん）を利用した蔵書検索、予約、利用状況の確認など。 ・インターネットパソコンの設置（八雲中央・大橋・中目黒駅前図書館） ・データベース、国立国会図書館のデジタル化資料閲覧及び複写（八雲中央図書館） ・国立国会図書館提供の歴史的音源の視聴（八雲中央・大橋図書館） ・めぐろ電子図書館…区民の方を対象に電子書籍を貸出します。貸出点数は一人当たり2点以内、貸出期間は2週間です。

開館時間

(令和4年3月31日現在)

館		八雲中央	大橋	中目黒駅前	目黒区民センター 守屋・目黒本町 洗足・緑が丘
時 開 館	月曜 (第一月曜を除く。)	9:00～ 21:00	9:00～ 19:00	休館日	
	火曜から土曜	9:00～ 21:00	9:00～ 19:00	10:00～21:45	9:00～19:00
	日曜・休日	9:00～17:00		10:00～18:00	9:00～17:00
休館日	毎週月曜日(八雲中央図書館・大橋図書館は毎月第一月曜日)、年末年始、蔵書点検期間				

利用概要の推移

年度	館数	人口	蔵書数	登録者数	貸出者数	貸出点数	予約点数	蔵書率	登録率	貸出密度	実質貸出密度
24	8	266,070	1,146,989	147,291	1,288,923	4,319,271	1,504,831	4.31	55.4	16.23	29.32
25	8	267,884	1,152,782	134,679	1,287,109	4,351,449	1,215,716	4.30	50.3	16.24	32.31
26	8	270,525	1,160,471	127,729	1,267,279	4,268,056	1,223,423	4.29	47.2	15.78	33.41
27	8	272,478	1,167,758	134,188	1,310,406	4,391,555	1,254,508	4.29	49.2	16.12	32.73
28	8	275,278	1,171,916	125,085	1,279,918	4,294,870	1,232,995	4.26	45.4	15.6	34.34
29	8	277,803	1,184,598	126,467	1,223,080	4,133,416	1,192,583	4.26	45.5	14.88	32.68
30	8	280,241	1,195,070	119,484	1,192,668	4,082,730	1,202,001	4.26	42.6	14.57	34.17
元	8	282,628	1,198,776	116,045	1,167,479	3,983,610	1,240,707	4.24	41.1	14.09	34.33
2	8	281,093	1,188,196	110,137	908,824	3,146,014	1,153,966	4.23	39.2	11.19	28.56
3	8	278,415	1,176,304	105,441	1,087,741	3,808,251	1,361,371	4.23	37.9	13.68	36.12

※・人口＝翌年度4月1日現在目黒区住民基本台帳人口

(住民基本台帳法の改正により外国人住民を含む。)

- ・登録者数＝区外在住者含む。また、一定期間未利用の登録者データを削除している。
- ・蔵書率＝蔵書数／人口 (区民一人当たりの蔵書数)
- ・登録率＝登録者数／人口 (%) 登録者数は区外在住者を含む。
(最新年度の目黒区民の登録率は、3個人貸出(2)登録に記載)
- ・貸出密度＝貸出点数／人口 (区民一人当たりの貸出点数)
- ・実質貸出密度＝貸出点数／登録者数 (登録者一人当たりの貸出点数)

平成23年3月の東日本大震災による夏季期間の節電を目的にした時間短縮(全館)や、平成24年度からの開館時間短縮(3館)の影響もあり、貸出点数、予約点数などは平成23年度をピークに減少していました。八雲中央図書館と大橋図書館で月曜開館(第一月曜を除く。)を始め、中目黒駅前図書館と洗足図書館、緑が丘図書館で開館時間を2時間延長した27年度は、その効果もあり増加しましたが、28年度以降は減少傾向にあります。

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言を受け、令和2年度から3年度にかけ

て臨時休館や開館時間の短縮を行いました。また、令和2年度から行っている入館者数の制限や閲覧席数の縮減は、感染状況を注視し緩和しながら、令和3年度も継続して行いました。

2 図書館資料

図書館資料には、図書・雑誌・新聞のほか、CD・障害者サービス用資料などがあり、図書は約118万点を所蔵しています。図書館資料は全館共有の資料として、利用者が指定した図書館で受け取ることができるサービスを行っています。

この仕組みを支えるため、①図書館情報システムによる資料情報の一元的管理（目黒区立図書館資料総合目録）②利用者用検索機と図書館ホームページを活用した資料検索と予約サービス③全館への速やかな資料の運搬（配本車の運行）の3点を整備しています。

令和3年度の購入資料数は、図書（一般・児童・外国語）45,549点、雑誌628誌、新聞46紙、障害者・高齢者向け資料353点となっています。

利用者のライフスタイルの多様化やDX（デジタルトランスフォーメーション）の進展等により情報への要望も多様化しているため、資料の構成もこれに応じた整備が求められています。

また、区立図書館では平成29年12月から図書館資料の充実のために、指定寄付金（ふるさと納税）を活用して資料購入を行っています。令和3年度は、360万円を超えるご寄付をいただき、医学・健康に関する本として1,222冊を購入しました（購入金額合計3,609,364円）。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、返却された図書館資料を一時的に隔離する対応を行うとともに、令和2年度より図書消毒器を全館に導入しました。

資料所蔵状況

（令和4年3月31日現在）

区分	八雲中央	大橋	中目黒駅前	目黒区民センター	守屋	目黒本町	洗足	緑が丘	計	
図書	414,518	118,071	54,854	111,915	146,423	99,945	72,002	158,576	1,176,304	
内訳	一般	356,702	88,098	43,544	84,858	110,833	71,024	48,979	88,565	892,603
	児童	50,088	26,391	8,889	23,172	24,587	24,829	19,980	67,304	245,240
	コミック	3,141	2,054	1,566	1,657	2,022	2,684	1,865	1,229	16,218
	外国語	4,587	1,528	855	2,228	8,981	1,408	1,178	1,478	22,243
雑誌	280	90	61	152	106	117	91	110	1,007 (738)	
新聞等	92	19	15	42	22	21	18	32	261 (112)	
CD	3,265	2,221	2,116	18,071	3,172	2,458	2,222	3,249	36,774	
おもちゃ	66	13	7	124	15	217	64	12	518	

※雑誌、新聞等の合計数は、各館で重複所蔵しているものを含む。全館でのタイトル数は雑誌738誌、新聞112紙

(1) 図書

図書の受入点数は 51,474 点、除籍点数は 63,366 点、令和 4 年 3 月 31 日現在の蔵書は全館あわせて 1,176,304 点で、前年に比べて 11,892 点（1%）の減少となりました。

蔵書の内訳は、一般書が全体の 75.9%、児童書が 20.8%を占めており、一般書の内訳では文学が 33.6%を占めています。一般書と児童書の構成比、文学の割合は前年度とほぼ同様となっています。

(2) 逐次刊行物（雑誌・新聞等）

逐次刊行物のうち、雑誌は全館で 1,007 部（738 誌）を揃えています。新聞等は全館で 261 部（112 紙）となっています。

(3) 聴覚資料（CD）

CDは洗足図書館で昭和 63 年度から貸出を開始して以来、全館で貸出サービスを実施しています。

平成 16 年 6 月から CD の新規購入を取り止め、寄贈で対応することとしました。令和 4 年 3 月 31 日現在の所蔵数は 36,774 組です。

(4) おもちゃ

区立図書館では、昭和 62 年度よりおもちゃを所蔵し貸出をしています。令和 4 年 3 月 31 日現在の所蔵数は 518 点となっています。

3 個人貸出

(1) 利用状況

新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館した前年度と比べ、令和3年度は全体的に利用が増加しており、前年比で来館者数114.8%、貸出者数119.7%、貸出冊数121.0%となっています。しかし、開館時間短縮や書架への立ち入りを制限した影響で、新型コロナウイルス感染症流行以前である令和元年度と比較すると、来館者数は71.2%、貸出者数93%、貸出冊数96%と減少しています。

予約件数は、前年比118.1%と増加しています。また、新型コロナウイルス感染症流行以前の令和元年度と比べても109.9%増加しています。一時、臨時窓口で予約資料の受取りのみを行っていた影響や、予約してから来館するよう利用形態が変わってきたためと考えられます。

個人利用の概要

(令和4年3月31日現在)

区分	八雲中央	大橋	中目黒駅前	目黒区民センター	守屋	目黒本町	洗足	緑が丘	計	
開館日数	343	345	306	305	305	305	306	305	2,520	
来館者数	356,286	269,895	185,573	81,856*	153,237	141,570	95,142	184,254	1,467,813	
登録者数	29,955	15,024	14,200	12,232	9,570	9,144	6,179	9,137	105,441	
貸出者数	219,010	164,019	160,803	107,784	121,721	109,892	80,684	123,828	1,087,741	
同(1日平均)	639	475	526	353	399	360	264	406	3,422	
貸出点数	821,924	596,039	475,840	379,265	413,568	405,951	297,473	418,191	3,808,251	
内訳	図書雑誌	805,762	580,100	450,422	358,023	401,099	392,832	286,756	398,576	3,673,570
	聴覚資料	16,127	15,939	25,418	21,242	12,469	13,119	10,691	19,615	134,620
	その他	35	0	0	0	0	0	26	0	61
同(1日平均)	2,332	1,633	1,578	1,169	1,301	1,253	934	1,292	11,492	
予約点数	239,921	200,115	207,886	146,537	149,406	141,869	112,527	163,110	1,361,371	

* 目黒区民センター図書館の来館者数は機器故障により令和3年9月20日までの数

(2) 登録

令和3年度末の登録者数は105,441人で、そのうち区内登録者は65,649人であり、区内の人口に対する登録率(区内登録者/区人口)は23.6%となっています。地区別の登録率では、八雲中央図書館と緑が丘図書館のある西部地区で26.3%、大橋図書館のある北部地区で26.0%と他の地区に比べ高くなっています。

住区別の登録率では、大橋図書館に近い東山住区が34.4%、八雲中央図書館に近い八雲住区

が 29.7%、東根住区が 29.0%と他の住区よりも高い登録率を示しています。

住区別登録者数

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

区分		登録者数	人口	登録率	区分		登録者数	人口	登録率
北部	駒場	2,532	11,154	22.7%	南部	月光原	2,781	12,555	22.2%
	菅刈	2,546	11,786	21.6%		向原	1,713	10,319	16.6%
	東山	4,650	13,528	34.4%		碑	2,047	8,782	23.3%
	烏森	2,319	9,821	23.6%		原町	2,817	10,858	25.9%
	計	12,047	46,289	26.0%		大岡山東	1,700	7,275	23.4%
東部	中目黒	4,050	16,605	24.4%	計	11,058	49,789	22.2%	
	田道	2,646	13,101	20.2%	西部	大岡山西	2,478	10,991	22.5%
	下目黒	3,036	15,433	19.7%		中根	3,012	12,451	24.2%
	不動	2,905	12,748	22.8%		自由が丘	3,751	15,120	24.8%
	計	12,637	57,887	21.8%		八雲	3,806	12,821	29.7%
中央	上目黒	2,770	12,724	21.8%		東根	5,203	17,962	29.0%
	油面	2,803	13,441	20.9%	計	18,250	69,345	26.3%	
	五本木	2,847	11,714	24.3%	区内登録者	65,649	278,415	23.6%	
	鷹番	3,237	17,226	18.8%	区外登録者	39,792	-	-	
	計	11,657	55,105	21.2%	合計	105,441	-	-	

※人口＝翌年度 4 月 1 日現在目黒区住民基本台帳人口

(3) 資料貸出状況

令和 3 年度に貸し出した資料は 3,808,251 点で、図書・雑誌が 96.5%を占めており、CD は 3.5%となっています。また、貸出点数に対する児童資料の割合は 32.2%です。

令和 3 年度の「貸出密度」(区民一人当たりの年間貸出点数)は 13.68 で、「実質貸出密度」(登録者一人当たりの年間貸出点数)は 36.12 です。貸出点数の増加に伴い、前年度より増加しています。

(4) 予約

ア 予約状況

令和3年度は前年度に比べ118.1%と増加し、予約点数は1,361,371点となっています。また、全貸出点数に対する予約による貸出点数の割合は35.7%となっています。

図書館別・提供方法別件数

(令和4年3月31日現在)

区分	八雲中央	大橋	中目黒駅前	目黒区民センター	守屋	目黒本町	洗足	緑が丘	計
返却待ち	236,475	198,028	205,303	144,869	147,627	140,254	111,437	161,389	1,345,382
借用	1,741	672	1,172	618	796	656	389	560	6,604
購入	1,683	1,388	1,372	1,027	975	923	685	1,157	9,210
予約提供点数	239,887	200,088	207,847	146,513	149,398	141,833	112,511	163,106	1,361,183
内、聴覚資料	6,156	6,947	17,146	11,416	4,314	4,199	6,380	11,754	68,312
未提供等	34	27	39	24	8	36	16	4	188
予約点数	239,921	200,115	207,886	146,537	149,406	141,869	112,527	163,110	1,361,371

※比率：返却待ち 98.8%、借用 0.5%、購入 0.7%

イ 図書館相互協力

区民の資料要求に対応するためには、他自治体の図書館との相互協力が不可欠です。限られた資料をより有効に活用するためにも、図書館間の相互貸借は重要です。

平成21年度にほぼ全ての都内公立図書館の所蔵状況が横断検索できるようになり、ホームページ経由で借用依頼のできる図書館も増えています。こうした図書館間のネットワークを活用し、目黒区民の方を対象に相互貸借サービスを提供しています。

令和3年度は他公立図書館への貸出実績は17,995点で、前年度に比べ、3,303点(22.5%)増加しました。また、他公立図書館からの借受実績は6,604点で、前年度に比べ991点(17.7%)増加しました。

資料貸出・借受の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	八雲中央	大橋	中目黒駅前	目黒区民センター	守屋	目黒本町	洗足	緑が丘	計	
貸出実績	17,964	1	0	1	0	29	0	0	17,995	
借受実績	1,741	672	1,172	618	796	656	389	560	6,604	
内訳	都立図書館	260	37	61	27	29	14	11	22	461
	国会図書館	4	0	0	1	0	0	0	0	5
	他公立図書館	1,477	635	1,111	590	767	642	378	538	6,138

4 団体貸出

地域の登録団体に対して読書活動の推進及び調べ学習の支援を目的として団体貸出を行っています。令和3年度は登録団体に対して合計で37,103点の貸出を行いました。

そのうち、学校及び児童館・学童保育クラブ等に対しては、定期貸出（1年間貸出）として23,050点、調べ学習向けのテーマ別貸出（1か月間貸出）として5,227点の貸出を行いました。

登録団体内訳

（令和4年3月31日現在）

区分	団体数	区分	団体数	区分	団体数	区分	団体数
地域文庫	7	公共施設	45	幼稚園・保育園	65	企業	3
福祉施設・団体	11	民間施設	13	学校（調べ学習）	200	学校（定期団体貸出）	366
その他	46	合計	762				

団体貸出の推移

（令和4年3月31日現在）

年度	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
登録団体	427	456	494	1,021	917	1,045	1,045	962	931	762
貸出点数	44,787	41,933	35,568	36,239	42,116	38,615	44,506	43,716	43,006	37,103

※平成27年度から学校（定期団体貸出）の区分について1学級につき1団体として登録を計上

5 めぐる電子図書館

令和3年7月20日から「めぐる電子図書館」として、電子書籍の貸出・閲覧サービスを開始しました。ご自宅のパソコンや、スマートフォンなどからインターネット経由で電子書籍の貸出・閲覧ができます。令和3年度の登録者数は6,249人、貸出数は11,193件、予約数は5,867件です。令和4年3月31日現在の電子書籍コンテンツ数は9,775点です。

毎月テーマを決めて電子図書館ホームページに特集リストを掲載することにより、利用の促進を図っています。

文字の拡大や音声読み上げなど、電子書籍の特徴を活かせる資料を収集しています。

6 図書館利用に障害のある方々へのサービス

身体の障害や高齢、または身体の障害はなくても文章を読むことが困難など、通常の図書館利用が困難な方々を対象に、昭和57年より障害者サービスを実施しています。

障害者サービスには、障害の内容に応じた資料の提供（録音・点字図書、布の絵本、大活字

図書など) や、対面朗読サービス、来館困難者に対する配本・郵送サービスがあります。

録音資料や点字資料の作成・対面朗読は、障害者サービス協力員の協力をいただき行っています。録音資料については、障害者サービス協力団体と協働事業の協定を結び作成しています。

他の自治体との障害者サービスの相互協力では、サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）及び国会図書館による「視覚障害者等用データの収集及び送信サービス」事業に参加し、目黒区で作成した視覚障害者向け資料を全国のサピエ加盟館、及び視覚障害者等用データの収集及び送信サービス承認館に提供しています。また、全国で作成された音訳・点訳資料をダウンロードし、障害者サービスに登録している利用者に提供しています。

八雲中央図書館には、録音資料を作成するための録音室が2室と、視覚障害の方等に資料を朗読するための対面朗読室が1室あります。大橋図書館には録音室と兼用の対面朗読室が1室、目黒本町図書館・守屋図書館・緑が丘図書館には対面朗読室が1室あります。

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行されたことを受け、障害をお持ちの方が障害者でない方と等しく図書館を利用できるよう、サービスの内容や広報の充実に努めています。

対面朗読及び点字プリンタ利用については、新型コロナウイルス感染症拡大による図書館臨時休館とそれに続く一部サービス休止期間（令和3年4月25日から6月7日）中、利用を休止しましたが、その後は感染症対策を講じた上で再開しました。（対面朗読は八雲中央図書館・目黒本町図書館のみ再開）

(1) 資料

ア 受入状況

（令和4年3月31日現在）

区分	録音図書・録音雑誌				マルチメディア デージー図書		点字 図書 点字 雑誌	さわる 絵本 布の 遊具
	C D		デージー		目黒区 作成	購入・ 寄贈		
	目黒区 作成	購入・ 寄贈	目黒区 作成	購入・ 寄贈				
受入数	1タイトル	1タイトル	9タイトル	23タイトル	0タイトル	5タイトル	20タイトル	0点
計	2タイトル		32タイトル		5タイトル			

※録音図書＝著作権法の規定により、一般の図書等の活字資料を読むことができない方に限定して利用する目的で作成された録音資料

イ 所蔵状況

（令和4年3月31日現在）

区分	録音図書・録音雑誌				マルチメディア デージー図書		点字 図書 点字 雑誌	さわる 絵本 布の 遊具
	テープ・C D		デージー		目黒区 作成	購入・ 寄贈		
	目黒区作成	購入・ 寄贈	目黒区 作成	購入・ 寄贈				
所蔵数	1,113タイトル	421タイトル	592タイトル	194タイトル	0タイトル	175タイトル	255タイトル	213点
計	1,534タイトル		786タイトル		175タイトル		255タイトル	213点

(2) 登録

登録者の状況

(令和4年3月31日現在)

区分	登録者数	障害別内訳		
		視覚障害	肢体不自由	その他
個人	139人	58人	49人	32人
団体	28団体	—	—	—

※視覚障害と肢体不自由など障害重複7人

(3) 利用

ア 資料貸出

(令和4年3月31日現在)

区分	録音図書・録音雑誌		マルチメディア オーディオ図書	点字図書 点字雑誌	さわる絵 本の遊具
	テープ・CD	デジター			
貸出点数	70タイトル	2,496タイトル	29タイトル	7タイトル	37点

イ 区外図書館、機関との相互貸借

(令和4年3月31日現在)

区分	録音図書・録音雑誌		点字図書 点字雑誌
	テープ・CD	デジター	
貸出	50タイトル	356タイトル	4タイトル
ダウンロード* 1	—	4,672回	—
借用*2	60タイトル	2,410タイトル	2タイトル

*1 サピエ及び国立国会図書館でのダウンロードで目黒区立図書館作成デジターが区外図書館、機関に利用された回数

*2 借用はサピエ及び国立国会図書館からのダウンロードを含む。

*マルチメディアオーディオの区外図書館、機関との相互貸借の実績なし。

ウ 個別サービス

(令和4年3月31日現在)

区分	配本サービス	郵送貸出	対面朗読	音訳 サービス	点訳 サービス	拡大写本
利用数	延241回 1,763タイトル	2,154タイトル	延97回 194時間	0時間	0枚	0枚

7 行事・催物

(1) 利用者懇談会の開催

区民・利用者の声を図書館の事業運営に反映するため、利用者懇談会を毎年度開催しています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

	日 時	テーマ	開催場所	
第一回	令和3年5月22日(土) 午前10時～11時30分	図書館の紹介と参加者 による本の紹介	中目黒G Tプラ ザホール	中止
第二回	令和4年1月22日(土) 午前9時30分～11時30分	講演「図書館はまちの たからもの」と懇談	中目黒G Tプラ ザホール	

(2) 図書館行事の開催

ア おはなし会

各館では児童・乳幼児に対する絵本の読み聞かせを中心におはなし会を実施しています。読書活動が子どもの健やかな成長に不可欠なものであることから、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月に公布・施行)に基づき策定した「目黒区子ども読書活動推進のための方針」(平成16年2月策定、平成21年3月に改定)により、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書のための環境の整備を推進しています。令和3年度は、11月から1月にかけて一部の図書館でおはなし会を計9回開催し、延べ46人の参加がありました。他の期間は令和2年度と同様、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

イ 学校訪問

各館で開催するおはなし会とは別に、児童サービス担当者が小学校などに出張して行う出張おはなし会や図書館に関する講習会等を行っています。令和3年度は5回開催しました。

ウ 図書館訪問

区内の小学校及び中学校等の児童や生徒がクラスごとや学年ごとに近くの図書館を訪問し、見学、調べ学習等を行っています。令和3年度は令和2年度に引き続き、1クラスを複数班に分け、見学時間を短く設定するなど新型コロナウイルス感染防止対策を取ったうえで、一部の館で7回受け入れました。

エ 職場体験

区内中学校及び区内在住の中・高等学校の生徒が地域での仕事を体験する職場体験を受け入れています。令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受け入れを中止しました。

オ 乳幼児サービス

平成27年度から目黒区保健所・碑文谷保健センターの育児学級(10・11カ月児)の中で、親子で楽しむ絵本のリーフレット・アドバイス集・バッグのセットを配布するとともに、「はじめての本とのふれあいタイム」として絵本の読み聞かせについてのアドバイスや実技を保護者向けにしていますが、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

なお、育児学級に参加した親子に配布していたリーフレット等は、令和4年2月より各図書館のカウンター等で0歳から2歳までの乳児の保護者に配布しました。

カ 再利用選定会

資料の有効活用に関する取組の一環として、区立図書館で除籍した児童資料（図書・絵本・紙芝居等）を区内児童施設、地域文庫等へ提供しているものです。例年八雲中央図書館の会議室を会場とし、来館した各施設の職員が児童資料を直接見繕う形式で開催していましたが、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、再利用選定会を中止しました。代わりとして事前に申し込みのあった団体（区立施設のみ。）に対して図書館職員が見繕った資料を各施設へ配送する方法で実施しました。

合計で46団体から申し込みがあり、約2,300点を提供し、児童資料の有効活用を図りました。

キ 読み聞かせボランティアの育成

読み聞かせボランティアの育成・支援を目的として、絵本等の読み聞かせに関する読み聞かせ講座を例年開催していましたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止しました。

ク 中高生向けPR

YA広報誌「OMAKE no いっぽ」は中高生に向けた本の情報などの内容をボランティアで編集・発行しています。例年は毎月編集会議を開催し、年3回発行していましたが、令和3年度は令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、活動を休止しました。

ケ 夏季休暇期間の各小・中学校の調べ学習支援

令和2年度から児童・生徒の調べ学習用ワークシートを作成し、図書館ホームページ上でワークシートのファイル、子どもの調べ学習支援用おすすめリスト等を掲載しました。

コ おすすめ絵本リスト「えほんはともだち」の作成及び各館での「おすすめえほんコーナー」の設置

おすすめ絵本リスト「えほんはともだち」（1・2歳向けの絵本20冊、3・4歳向けの絵本20冊、5・6歳向けの絵本20冊の計3種類）を配布し、図書館ホームページにも掲載しました。また、各館に「おすすめえほんコーナー」を設置し、リスト掲載の絵本の展示・貸出を行いました。

8 その他の事業

(1) 図書館ホームページ及び利用者用検索機（さんまくん）

図書館ホームページでは、図書館からのお知らせや利用案内、目黒区立図書館基本方針や沿革を掲載し、情報提供を行っています。また、図書館資料の検索や貸出等利用状況の確認ができます。

また、区内全8館に利用者用検索機（さんまくん）を計60台設置し、利用者が図書館資料を検索する際の利便性の向上を図っています。

図書館資料は、著者名や書名だけでなく図書や雑誌の目次等からも検索可能で、様々な項目やキーワードから目的の資料を探ることができます。また、出版情報の提供により、目黒区立図書館に所蔵していない図書も検索することができます。平成29年度には、より詳細な検索ができるように目録情報を更新しました。

(2) レファレンスサービス（参考調査・資料相談等）

レファレンスサービスは、利用者が資料や情報を求める際に、図書館職員が援助するサービスです。

内容は、読みたい資料を探す際の読書支援、資料や情報検索等の調査支援、利用案内や検索方法の案内等の図書館の利用支援があります。

区ではレファレンスサービスを、図書館業務の中で重要なサービスと位置付けていることから、全館に資料相談窓口を設け常時相談に応じています。

また、八雲中央図書館、大橋図書館及び中目黒駅前図書館には、インターネットに接続したパソコンを設置し、利用者自身でインターネット上の情報を調査できるサービスを実施しています。さらに、八雲中央図書館では新聞記事及び百科事典等のデータベース、国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスの閲覧・検索・複写ができます。令和3年度のデータベース閲覧利用は232件、データベース複写利用は174件でした。

(3) 複写サービス

各館では複写機を設置し、所蔵資料の複写サービスを有料で行っています。

複写サービスの実績

(単位：枚)

区分	八雲中央	大橋	中目黒駅前	目黒区民センター	守屋	目黒本町	洗足	緑が丘	合計	平均
年度計	54,119	14,211	9,796	6,357	8,972	9,767	6,092	15,483	124,877	24,306
月平均	4,509	1,184	816	529	993	1,006	849	1,609	16,204	1,350

(4) テーマ展示

季節の行事や最近の話題など、テーマを決めて図書の展示を行うことで、読書の幅を広げるきっかけになることを目的としています。

開催テーマと開催状況

(令和4年3月31日現在)

図書館名	内容等	回数
八雲中央	東京五輪、自殺予防、アウトドア など	12
大橋	生き方・働き方、宇宙の不思議・星空のひみつ など	19
中目黒駅前	歴史、個人事業・起業、ソーシャルメディアビジネス活用 など	15
目黒区民センター	包む（美術館展覧会と同時期に実施）、角田市・気仙沼 など	12
守屋	夏のグルメ、庭、登山・鉄道 など	29
目黒本町	東アジアの絵本、健康生活、建築 など	19
洗足	防災、世界の暮らし、免疫力アップ など	8
緑が丘	美術、東京五輪、本で読む音楽 など	7
	計	128

4 区民の図書館利用状況、期待するサービス

(令和3年3月 第46回目黒区世論調査より抜粋)

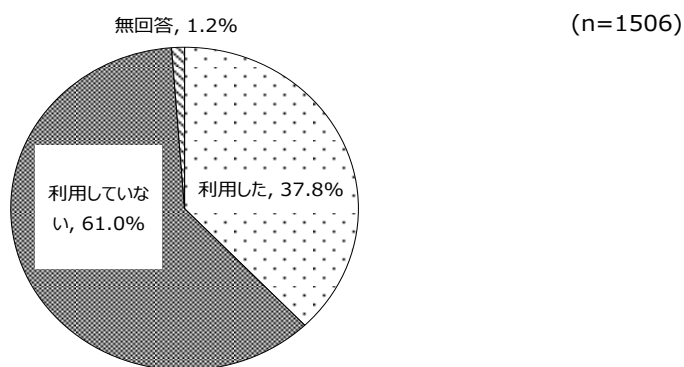
過去1年の間に区立図書館を利用したか

問40 あなたは、この1年間に、目黒区立の図書館を利用しましたか。

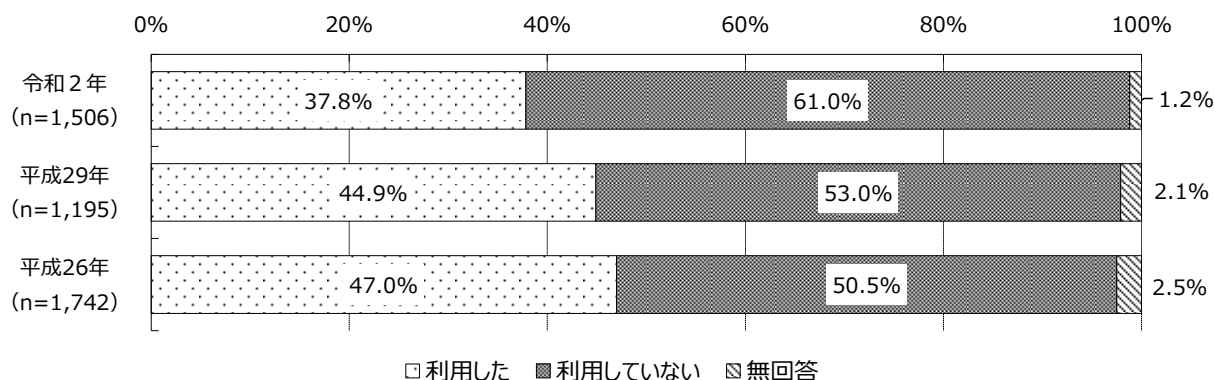
全体

過去1年間に、目黒区立の図書館を利用したか尋ねたところ、「利用していない」の割合が61.0%、「利用した」の割合が37.8%となっている。

図表1 目黒区立図書館の利用有無



図表2 目黒区立図書館の利用有無（経年変化）



注釈) 平成29年以前は、「利用したことがある」「利用したことがない」の選択肢となっている。

	利用した	利用していない	無回答
令和2年 (n=1,506)	37.8%	61.0%	1.2%
平成29年 (n=1,195)	44.9%	53.0%	2.1%
平成26年 (n=1,742)	47.0%	50.5%	2.5%

性年齢別

80代以上女性で「利用していない」の割合が最も高くなっている。

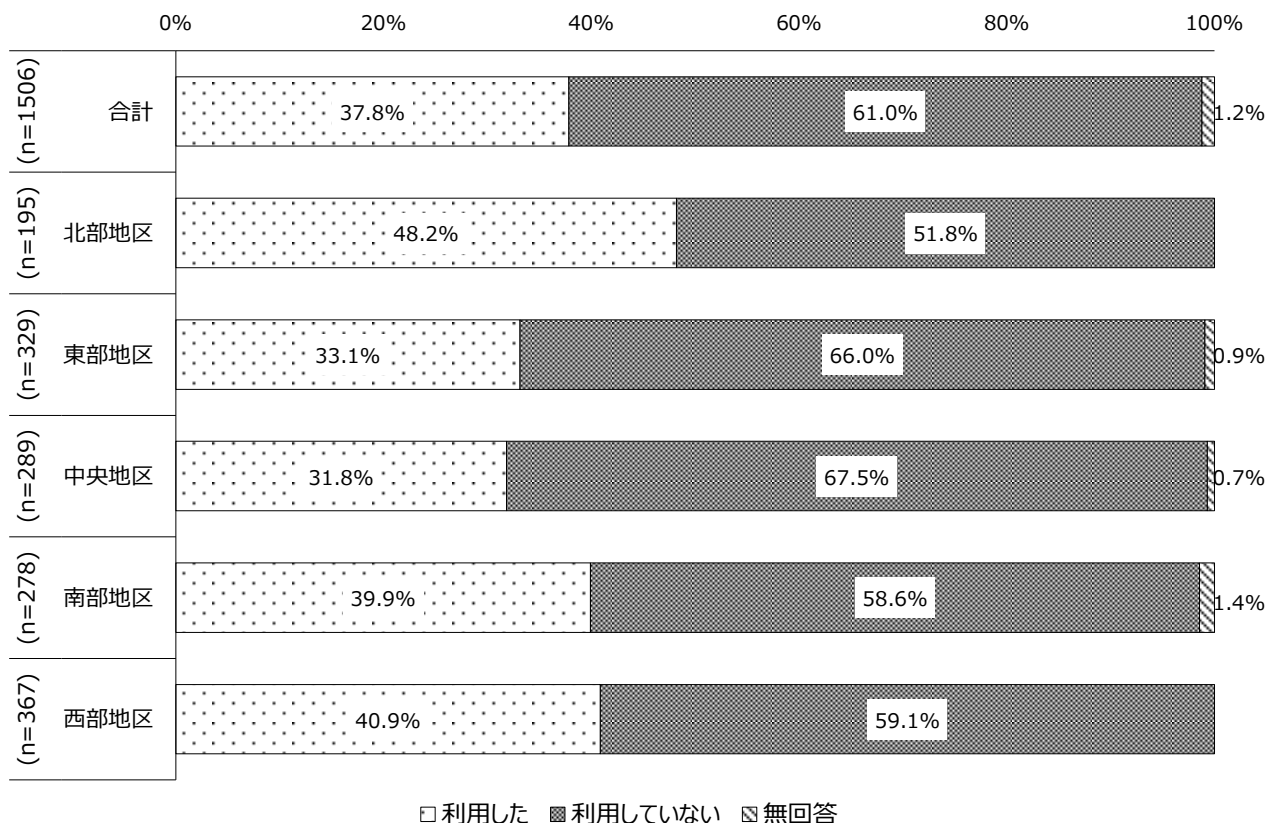
図表 3 目黒区立図書館の利用有無（性年齢別）

		利用した	利用していない	無回答
(n=1506)	合計	37.8%	61.0%	1.2%
(n=596)	男性計	38.3%	60.9%	0.8%
(n=61)	10・20代男性	31.1%	67.2%	1.6%
(n=90)	30代男性	33.3%	66.7%	0.0%
(n=124)	40代男性	47.6%	52.4%	0.0%
(n=114)	50代男性	36.0%	64.0%	0.0%
(n=82)	60代男性	43.9%	53.7%	2.4%
(n=81)	70代男性	34.6%	63.0%	2.5%
(n=44)	80代以上男性	34.1%	65.9%	0.0%
(n=867)	女性計	38.2%	61.4%	0.5%
(n=90)	10・20代女性	36.7%	63.3%	0.0%
(n=130)	30代女性	43.1%	56.9%	0.0%
(n=183)	40代女性	42.1%	57.4%	0.5%
(n=163)	50代女性	43.6%	56.4%	0.0%
(n=102)	60代女性	32.4%	67.6%	0.0%
(n=116)	70代女性	43.1%	55.2%	1.7%
(n=83)	80代以上女性	13.3%	85.5%	1.2%

地区別

東部地区、中央地区で「利用していない」の割合がやや高くなっている。

図表 4 目黒区立図書館の利用有無（地区別）



		利用した	利用していない	無回答
(n=1506)	合計	37.8%	61.0%	1.2%
(n=195)	北部地区	48.2%	51.8%	0.0%
(n=329)	東部地区	33.1%	66.0%	0.9%
(n=289)	中央地区	31.8%	67.5%	0.7%
(n=278)	南部地区	39.9%	58.6%	1.4%
(n=367)	西部地区	40.9%	59.1%	0.0%

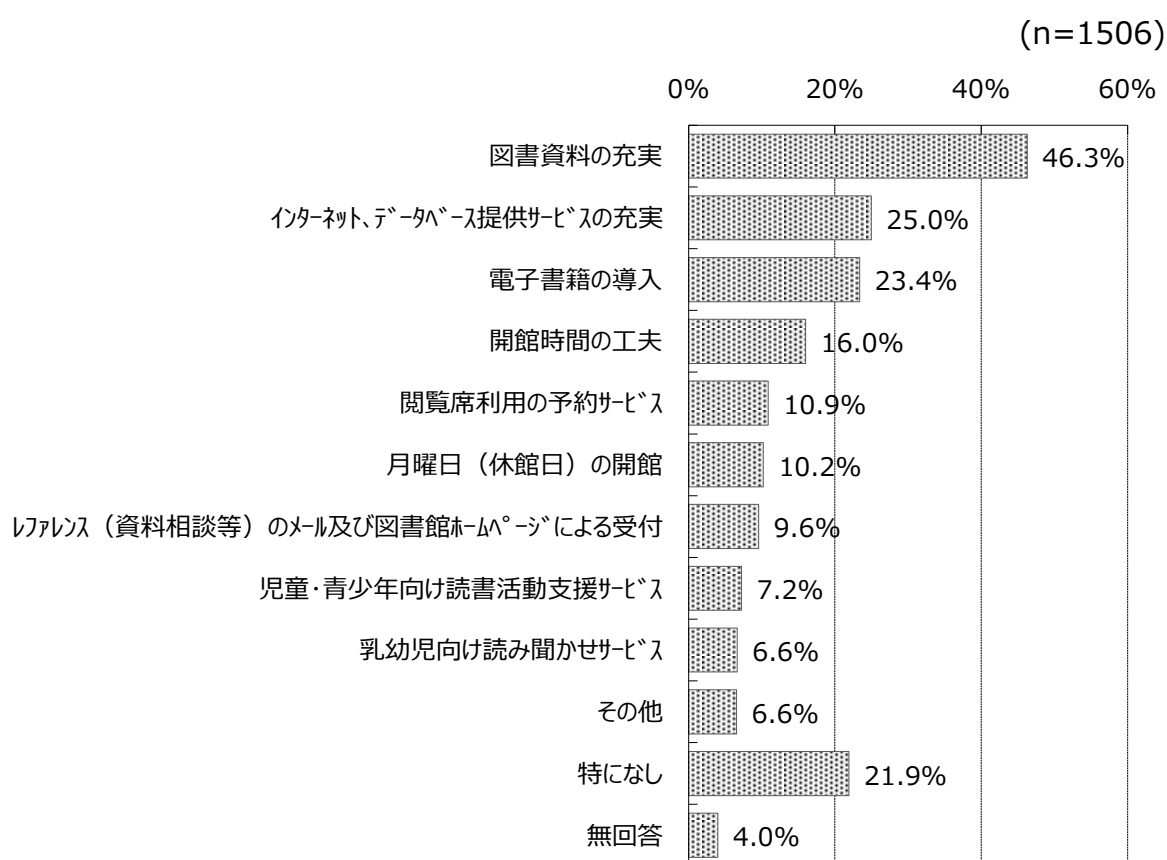
区立図書館に期待するサービス

問 4 1 今後の区立図書館に期待するサービスは何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

全体

今後の区立図書館に期待するサービスを尋ねたところ、「図書資料の充実」の割合が最も高く 46.3%となっている。次いで、「インターネット、データベース提供サービスの充実 (25.0%)」、「電子書籍の導入 (23.4%)」となっている。

図表 5 区立図書館に期待するサービス



注釈) 単純集計のグラフのみ、回答割合の高かった選択肢順に並び替えている。

性年齢別

30代及び50代の男性では、「インターネット、データベース提供サービスの充実」の割合が他の性年齢と比較して高くなっている。また、10～30代男性で「電子書籍の導入」、30代女性で「乳幼児向け読み聞かせサービス」の割合が、他の性年齢と比較して高くなっている。

図表 6 区立図書館に期待するサービス（性年齢別）

		図書資料の充実	電子書籍の導入	レファレンスのメール及び図書館ホームページによる受付	乳幼児向け読み聞かせサービス	児童・青少年向け読書活動支援サービス	閲覧席利用の予約サービス
(n=1506)	合計	46.3%	23.4%	9.6%	6.6%	7.2%	10.9%
(n=596)	男性計	48.5%	27.3%	10.6%	5.2%	7.9%	10.4%
(n=61)	10・20代男性	52.5%	41.0%	13.1%	3.3%	1.6%	9.8%
(n=90)	30代男性	53.3%	42.2%	13.3%	11.1%	7.8%	20.0%
(n=124)	40代男性	48.4%	33.1%	7.3%	6.5%	15.3%	10.5%
(n=114)	50代男性	51.8%	32.5%	11.4%	4.4%	3.5%	7.9%
(n=82)	60代男性	47.6%	18.3%	18.3%	3.7%	7.3%	13.4%
(n=81)	70代男性	44.4%	8.6%	4.9%	3.7%	8.6%	2.5%
(n=44)	80代以上男性	34.1%	0.0%	4.5%	0.0%	6.8%	6.8%
(n=867)	女性計	45.6%	21.3%	9.1%	7.7%	7.2%	11.2%
(n=90)	10・20代女性	40.0%	28.9%	6.7%	4.4%	3.3%	18.9%
(n=130)	30代女性	52.3%	33.1%	6.2%	19.2%	9.2%	11.5%
(n=183)	40代女性	52.5%	31.1%	12.6%	4.9%	8.2%	12.6%
(n=163)	50代女性	52.8%	23.3%	14.1%	3.7%	5.5%	14.7%
(n=102)	60代女性	43.1%	6.9%	5.9%	10.8%	8.8%	6.9%
(n=116)	70代女性	37.9%	7.8%	4.3%	9.5%	7.8%	5.2%
(n=83)	80代以上女性	25.3%	6.0%	9.6%	1.2%	6.0%	6.0%

		インターネット、データベース提供サービスの充実	月曜日の開館	開館時間の工夫	その他	特になし	無回答
(n=1506)	合計	25.0%	10.2%	16.0%	6.6%	21.9%	4.0%
(n=596)	男性計	32.0%	10.9%	17.6%	5.9%	18.8%	2.9%
(n=61)	10・20代男性	32.8%	8.2%	19.7%	8.2%	11.5%	0.0%
(n=90)	30代男性	42.2%	10.0%	17.8%	4.4%	10.0%	0.0%
(n=124)	40代男性	33.1%	8.9%	23.4%	8.9%	12.1%	0.8%
(n=114)	50代男性	40.4%	14.0%	21.1%	3.5%	18.4%	1.8%
(n=82)	60代男性	37.8%	13.4%	17.1%	4.9%	22.0%	1.2%
(n=81)	70代男性	14.8%	12.3%	8.6%	7.4%	29.6%	8.6%
(n=44)	80代以上男性	6.8%	6.8%	6.8%	2.3%	40.9%	13.6%
(n=867)	女性計	20.5%	9.9%	15.3%	7.3%	23.9%	3.7%
(n=90)	10・20代女性	25.6%	6.7%	16.7%	8.9%	21.1%	0.0%
(n=130)	30代女性	28.5%	4.6%	8.5%	9.2%	15.4%	0.8%
(n=183)	40代女性	21.3%	9.3%	17.5%	8.7%	19.1%	1.1%
(n=163)	50代女性	33.1%	16.0%	25.2%	5.5%	17.8%	0.6%
(n=102)	60代女性	12.7%	8.8%	14.7%	7.8%	30.4%	0.0%
(n=116)	70代女性	6.9%	9.5%	8.6%	7.8%	35.3%	10.3%
(n=83)	80代以上女性	4.8%	13.3%	10.8%	1.2%	38.6%	19.3%

5 図書館法

(昭和二十五年法律第百十八号)

施行日： 令和元年六月七日
(令和元年法律第二十六号による改正)

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- 三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
- イ 司書補の職
- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

- 一 司書の資格を有する者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が

任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条及び第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 図書館令（昭和八年勅令第七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。

4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。

7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

附 則 （昭和二七年六月一二日法律第一八五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二七〇号） 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月一二日法律第一四八号） 抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三一年六月三〇日法律第一六三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第二百一十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定（附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。）並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三四年四月三〇日法律第一五八号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

附 則 （昭和三七年五月一五日法律第一三三号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日法律第一五号） 抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第八七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定(同法第二百五十条の九第一項に係る部分(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。))に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。))並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。))並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(国等の事務)

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第一百六十一条において「国等の事務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十四年五月一〇日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二條、第十五條から第十七條まで及び第十九條に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一一日法律第五九号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（図書館法の一部改正に伴う経過措置）

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の前日に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。

4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則 （平成二三年六月二二日法律第七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五

十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十七条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九号、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第一百條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第一百二條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第一百三條、第一百五條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第一百七條、第一百八條、第一百五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第一百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。)、第一百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第一百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第一百二十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第一百三十九條の三、第一百四十一條の二及び第一百四十二條の改正規定に限る。)、第一百二十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第九條の改正規定を除く。)、第一百二十八條(都市緑地法第二十條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第一百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第一百四條及び第一百四十九條の二の改正規定に限る。)、第一百四十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第一百四十五條、第一百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第一百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第一百四十一條、第一百四十二條、第一百四十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第一百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第一百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第一百二條の改正規定を除く。)、第一百五十七條、第一百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第一百六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特

別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二九年五月三一日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

6 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成 24 年 12 月 19 日 文部科学省告示第 172 号)

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十三年文部科学省告示第百三十二号）の全部を次のように改正し、平成 24 年 12 月 19 日から施行する。

平成 24 年 12 月 19 日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

- 第一 総則
 - 一 趣旨
 - 二 設置の基本
 - 三 運営の基本
 - 四 連携・協力
 - 五 著作権等の権利の保護
 - 六 危機管理
- 第二 公立図書館
 - 一 市町村立図書館
 - 1 管理運営
 - (一) 基本的運営方針及び事業計画
 - (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
 - (三) 広報活動及び情報公開
 - (四) 開館日時等
 - (五) 図書館協議会
 - (六) 施設・設備
 - 2 図書館資料
 - (一) 図書館資料の収集等
 - (二) 図書館資料の組織化
 - 3 図書館サービス
 - (一) 貸出サービス等
 - (二) 情報サービス
 - (三) 地域の課題に対応したサービス
 - (四) 利用者に対応したサービス
 - (五) 多様な学習機会の提供
 - (六) ボランティア活動等の促進
 - 4 職員
 - (一) 職員の配置等
 - (二) 職員の研修
 - 二 都道府県立図書館

- 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用
- 第三 私立図書館
- 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
 - 二 図書館資料
 - 三 図書館サービス
 - 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるも

のとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び

住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を図るものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実に資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努

めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 1 の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の 6 により準用する第二の一の 2 に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に應えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の 6 により準用する第二の一の 4 の(一)に定める職員のほか、第二の二の 1、3 及び 4 に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

目黒区立図書館基本方針

平成 2 9 (2019) 年 4 月策定

令和 5 (2023) 年 3 月改定

編集・発行 目黒区立八雲中央図書館

所在地 〒152-0023

東京都目黒区八雲一丁目 1 番 1 号

電話 03-5701-2795